

明治国家創成期の内政と外政：対朝鮮政策と内政との関連を中心に

諸, 洪一
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3122889>

出版情報：九州大学，1996，博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：

第三章 明治初期における日朝交渉の放棄と倭館

第一節 交渉放棄策の展開

廃藩置県によって対馬藩と宗氏の家役が廃止された結果、外務省による外交事務の一元化は達成されていた。また、廃藩置県後の日清修好条規の締結と岩倉使節団の洋行構想を境に、日本外交は条約改正を視野にいれながら万国公法にのっとった世界秩序への編入の志向性を強めていった。一方、仏・米との二回の戦争を経験した朝鮮は、西欧列強に対しては鎖国政策を、日本に対しては伝統的華夷秩序にのっとった旧例（交隣関係）の継続を要求しながら、「倭洋一体」の疑念を深めていった。このように、対立する新旧秩序の接点に立っていた対馬藩の廃止によって、両国の外交政策の溝は広まるばかりであった。また、日朝両国の外交政策のギャップを埋める新しい展望が開かれないうちで、廃藩置県以降においても依然有効であった対馬主導の宗氏派遣論や等対論など、旧例に即した交渉打開策は最終的に否定されるようになった。

岩倉使節団洋行中の留守政府期の日朝交渉上における重要な問題は、日朝交渉放棄策の実行とそれに伴って浮き彫りになってきた倭館滞在官民の引き揚げであった。近世以来の日朝外交貿易体制が根本から覆されようとしたとき、その唯一の現場に他ならなかった倭館のあり方や位置づけに関する従来の認識も、当然ながら変化してきたのである。このような留守政府期における日朝交渉と倭館の問題に関する先行研究は、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』¹⁾以来きわめて少ないと言わざるをえない。高橋秀直「廃藩置県後の朝鮮政策」²⁾は岩倉使節団派遣以前を主な分析対象としているため、留守期の日朝交渉については必ずしも充分とはいえない。倭館については、日清交渉に関する一連の研究と共に精緻な分析を加えている藤村道生「朝鮮における日本特別居留地の起原」³⁾があるが、留守期

の倭館問題に関しては日朝修好条規締結の前史として簡単に略述されているだけである。このように、留守期における日朝交渉と倭館処分問題に対しては、まだ本格的な研究は存在していない状況である。そこで本稿では、明治六年政変を射程に入れつつ、第一に、留守期における相良使節団と花房使節団による交渉放棄策とその展開過程を明らかにする。第二に、交渉放棄策実行後の日朝関係のあり方と次なる朝鮮政策を、交渉放棄策とは不可分の関係にあった倭館処分問題を中心として考察することにする。

廃藩置県後も依然有効であった宗氏派遣論と「等対論」による交渉妥結策は、岩倉使節団の洋行構想の本格化と日清修好条規締結の結果を受けて、事実上廃案となっていた。そして一二月の書契案の「刪正」と一二月の宗氏派遣の取り消しによって、交渉妥結の見込みは持ち得なくなった。このような状況の中で、実地派遣外務官員が必要とした「到底の応接御確定」も⁴、太政官の「確乎不拔御英断」⁵によって確定されたのである。太政官の「御英断」を携え交渉放棄策を実行すべく派遣された相良使節団は、明治五年一月一四日に釜山の倭館に到着した。ここで相良使節団の意義と性格について若干見ておきたい。

第一に、相良使節団の派遣は、取り消しとなった宗氏派遣の代案として行われたことである。宗氏派遣の中止によって交渉妥結の見込みはすでになくなってしまったものの、使節団本来の目的であり「国威」にも関わると認識されていた廃藩置県改革（対馬藩の廃止など）の通告は、不可欠であった。宗氏派遣に代わる使節団の派遣はさし当りの急務だったのである⁶。第二に、従来交渉の最大の争点であった書契案には新印と「天子」云々の文言を挿入し、渡航の手段としては朝鮮側に敵視されていた「異様船」（＝汽船、満珠丸）を用いるなど、交渉妥結はもとより期待されていなかった。また、相良使節団の渡航には外務権大録森山茂、同広津弘信が同行したが、同倭館にはすでに外務少丞吉岡弘毅が明治三年以来滞在していて、もう一つの争点であった外務官員の倭館滞在問題は既成事実化しつ

っあった。相良差使は、このような吉岡、森山、広津などの外務官員の指示・監督下に置かれていたのである。しかしその一方で、相良正樹は外務省十等出仕を拝命しながら、朝鮮渡航に当たっては差使という旧例に即した役職を用いていた。また留守政府は、旧来の「歳遣船」による貿易を廃止しながら、「新約条」ができるまでは「往復の船には旧勘合印」^{<7>}を許可するなど、交渉を進める上で不都合のないよう、倭館の取締に尽力した。要するに相良差使は、交渉放棄策を進めるうえで、外務省官員との交渉には応じようとしない朝鮮側への最小限の情報伝達ルートを確保するための使節だったのである。

相良使節団が到着した二日後に、明治元年一二月に維新後初めての書契を伝達すべく朝鮮に派遣されていた大修大差使樋口鉄四郎が、三年ぶりに帰国を命じられた^{<8>}。樋口大差使の帰国は、三年余りの長年の滞在であったことや廃藩置県の結果によって対馬藩士・大修大差使という役職にも矛盾していたことなどが理由に挙げられよう。しかし、書契の回答を是非とも必要とする大修大差使本来の使命^{<9>}は樋口の帰国によって放棄された。日朝交渉に一定の見切りをつけようとする維新政府の交渉放棄策の意思表示だったのである。

太政官の「御英断」に接した吉岡は、今後の交渉のあり方について次のように外務省に報告している

「本月（一月）十四日森山広津兩名来着（中略）御内諭の次第逐一敬承誠に確乎不拔御英断の程深奉感佩候斯る上は魯鈍を竭し心力の及丈兩名と協同し尋交の道周旋善隣の御誠意令感徹度志願罷在候抑宗氏の私交を廃して本省の公交に帰し旧交醜弊を一洗し益交誼を敦くするは実に時勢当然不可已の御措置に候得は決して彼不承諾の理無之候乍然彼元来頑固凝滯沈深狡猾の国俗故今般改制報告に付ては一旦大驚疑を起し可申就ては或は強辞を以て我を拒み或は熊と曖昧渋滞して時日を遷延し我勇銳の気を挫き徐々彼意中に引落候様相謀も難計仮令其節に立至候共我に於ては益礼儀を守り恒久忍耐懇々致説論候

は、無双の頑人と雖も漸疑団氷解御誠意に感服可仕存候右様我に於ては尋交の意を以て尽すへきの道を尽し及懇説候共万一彼交際条例を不論一概相拒候は、屹度萊釜両使に其旨趣を致推詰然上在館の士民引纏引揚可申然れば条理に遵ひ隣誼を敦くせんとするは我にあり条理に違ひ隣誼を破るは彼にあり彼曲我直豪も御国威の相汚候理は無之且後來御遠略の資とも相成可申哉」〈9〉

太政官の「御英断」とは、一一月九日の岩倉邸での大臣・参議による「朝鮮へ着手の順序」が、基礎になっているのであろう。「御英断」の内容は、「宗氏の私交を廃して本省の公交に帰」するものであり、これは即ち「私交」の「醜弊」を一洗して「公交」による「交誼」を厚くするものであった。また外務省の「公交」は、「誠意」と「礼儀」をもって「尽すへきの道を尽」すものであった。そして朝鮮側が「交際条例を不論一概相拒」む場合は、「在館の士民引纏引揚」る交渉放棄策の順序を明らかにしたのである。また、このような順序は名分論上においても、「然れば条理に遵ひ隣誼を敦くせんとするは我にあり条理に違ひ隣誼を破るは彼にあり彼曲我直豪も御国威の相汚候理」もなく、「且後來御遠略の資」になることと主張された〈10〉。即ち、汽船の渡航、「天子」云々の書契、外務官員による交渉などは、全て外務省の「公交」として位置づけられるようになったのである。すでに「彼れ其書契を不受は必然」との見込みがあった以上、交渉放棄策の決定による実地派遣官員の交渉の焦点は、如何に交渉放棄の大義名分を引き出すかに合わせられていたといえよう。

そのために、倭館滞在の官民に対しては「当館滞在の士民朝鮮人に対し親愛懇篤の情を以て相交可申は勿論候処今般益隣誼友情を敦く」し、「粗暴の振舞」を注意するなど、倭館内での小競合いを極力防ぐための措置を講じた〈11〉。そして、大差使の引き揚げに続いて「旧冬追々陳上候通り何様条理押立掛合を詰め結局人数引纏め」て引き揚げることによって、朝鮮側の「真情和絶何れに出」るかを静観する段取りとなったのである〈12〉。

しかし、二月までのこのような交渉放棄策の段取りはしばらく先送りされるようになった。なぜなら、吉岡らは、朝鮮側が「異例の書契一見にも及はず境上に於て拒絶」するとの見込みを持っていたが、三月二〇日に至って一転して書契謄本の捧出の運びとなったからである。これによって「如何成否難計候得共先我邦万政改革の情状并に尋盟を議する旨趣顛末具に彼の都表に相通」じるようになった¹³。一見交渉打開へ向かった新しい局面を迎えそうになったのである。吉岡らは書契謄本の捧出に戸惑いながらも一応この措置を歓迎し、「都表」への往復期間を考慮して五月までには倭館に引続き滞在することとなった。そこで吉岡らは、朝鮮側が「無意義承伏」の場合は「懇懇談判を重ね」るつもりでいたが、万一の書契謄本の清国への「内啓」云々のような遅延策に出た場合には、「程克談判を纏め回答の期月を約し一応引揚」る方針であることを明らかにした。朝鮮側が「異例の書契」を受け入れる体制でない限り、「引揚」の方針に変わりのないことを再確認した訳である¹⁴。

一方、吉岡らが憂慮していた書契謄本の清国への「内啓」はなかったが、「都表」からの回答は五月に入っても釜山には伝わらなかった。回答の遅れに焦りを感じていた吉岡らは、「東萊府使へ直接対観及示談度（中略）追々迫緩其機に投し結局坐間可致覚悟」を固めていた¹⁵。要するに、朝鮮側が厳しく禁じていた法度の一つであった倭館「擱出」（塀で囲まれている倭館の外に無断で出ること）をほのめかしていたのである。朝鮮朝廷の特命によって喪を解かれた訓導は、五月二三日に釜山に到着した¹⁶。二日後に就館した訓導は、書契は朝廷のさらなる議論を要すると回答した。このように朝鮮側の遷延策に時日を費やしていたばかりの吉岡らは、訓導の曖昧な回答を好機とし、東萊府使に直接面談を試みてとうとう倭館を「擱出」する強硬策を実行した。近世以来倭館外への「擱出」は固く禁じられており、倭館「擱出」の結果は喧嘩両成敗の原則であった。即ち、倭館監督官庁であった東萊府の府使以下関係者の処罰と¹⁷、倭館館守以下関係者

の対馬召還であった。したがって、すでに引き揚げが決まっていた日本側からみれば失うものはなく、東萊府使・訓導などの更迭が期待されていた。五月二六日より六月六日までの倭館「擱出」の結果は府使との直接面会も失敗し、「擱出」によって期待されていた東萊府使や訓導の更迭もなく軽い懲罰にとどまった¹⁸。書契謄本の奉出による交渉進展の期待と倭館「擱出」による当面の局面打開の狙いも失敗に終わり、相良差使と吉岡ら外務官員は全員厳原に退いた。倭館には館守深見正景を外務省九等出仕・倭館館司に任命して倭館監督を命じたが、朝鮮側からみれば倭館「擱出」の首謀者の一人が引続き館守（館司）に踏みとどまることは認められなかった。したがって、倭館の対馬藩士を通じたわずかな交渉ルートも事実上断たれることとなった。相良使節団による交渉放棄策はここで一段落したのである。

ところで、倭館監視不行届きの責任が厳しく問われることなく府使と訓導が復職したことは、いうまでもなく兩人に対する再信任に他ならず、朝鮮（大院君政権）の対日政策に根本的に変わらないことの表れであったといえよう。ここで、この間の朝鮮の対外政策について若干みておきたい。朝鮮は依然として大院君の執権期で、その対外政策は欧米諸国への門戸の開放を固く禁じたものであった。しかし、その具体的な内容と対日政策は依然として解明されていない。仏・米との二回（一八六六年、一八七一年）にわたる戦争を遂行してきた大院君政権は、欧米列強に対する警戒と排外熱を朝鮮の全国主要都市に建てた「斥和碑」で明確に表したが、仏・米艦隊の撤退が即ち朝鮮の勝利ではなかった。二回にわたる戦争は、朝鮮側に甚大な被害と危機感を与えていたのである。なお、仏・米の再侵の恐れもあり、その手先として目された日本の存在にも多大な関心を寄せていたのであろう。このような状況の中で、大院君が目したのは米国との和解だったようである。明治五年二月四日、「朝鮮国より恭親王へ依頼して去年亞国と交戦の事を悔ひ和を頼との報」が、上海代領事・外務大録品川忠道より朝鮮出張官員

に報知された<19>。大院君は、朝米戦争後自ら米国との交渉を図るべく、清国の恭親王に仲裁を頼っていたのである。この情報に接した外務省朝鮮事務課は「我朝鮮へ対し駆引の大関係ものにて御国威の立不立にも差響き候程の儀」と認め、清国駐在官員への真偽の探索と報告を催促するなど相当の関心を寄せていた<20>。この件は「全く虚説」などの情報も飛び交ったが<21>、同年六月一九日、清国出張から帰国中であった柳原小弁務使によって最終的に確認された。朝鮮出張官員への柳原の報告書には、「昨年朝鮮米と戦争後書を恭親王に致して中保を求む親王是を同国公使に致す旨天津にて米領事及び清官員より伝承候に付領事メットホルス氏へ其写を請ひ候処同氏是を総理衛門出仕崇厚へ頼み入手候得は下官へ可差越筈に約定致し置候到来次第覽示可仕候也」とある<22>。このことは朝鮮側の史料には確認されず、その真偽および交渉過程はなお検討を要するものであるが、大院君の独断による外交交渉の一パターンであったことは間違いなからう。現在の史料状況からは、大院君の対米接近の意図や国際情勢観は窺い知れず、翌年には彼は下野しているので、なおその実態は明確ではない。大院君の対米融和政策は、「斥和碑」の裏で行われた単なる「強兵策」の一環だったかも知れない。しかし、大院君の執権期における朝鮮の対外危機意識と「鎖国政策」の意味は、再検討する余地が残っているように思える。何れにせよ、大院君執権期における訓導の意外な書契謄本の奉出と「都表」への伝達が、このような大院君の対米接近の動きと関連していたことは充分考えられよう。

倭館「擱出」と外務官員の引き揚げ後、交渉放棄策はさらに本格的・具体的に動き出した。まず外務大丞（五月一三日拜命）花房義質は、交渉放棄策に伴う従来関係を清算するために、宗氏側の朝鮮に対する「借財貳万八千兩余」の返済を政府が肩代りすべきだと主張し、負債の詳細の取調べを出張官員に通達した<23>。宗氏もこれを受けて倭館滞在の対馬の役人を引き上げさせるべく「今方に大に後来の措置を議す仍て其間我仕官の彼地に在る者宜く率ひ帰らしむへし」と、

館司役に諭する草案を作成していた<24>。この草案は「本文評決の末花房大丞渡韓に付不用」になったが<25>、日朝交渉における対馬の役割は倭館においても名実共に排除されるようになった。そして借財の返還と引き揚げを含む倭館問題を解決するための責任ある「格段なる官員」として花房外務大丞が渡航することになった。

花房は初めより書契を持たなかったため、もちろん交渉の意図はなかった。そして、渡航の手段としては軍艦を用いた。ロシア皇太子を迎えるため浦賀回艦を命じられていた軍艦春日は、八月七日、急遽朝鮮回艦を命じられたのである<26>。そして海軍省より七等出仕遠武秀行<27>、陸軍省からは陸軍中佐北村重頼、同少佐河村洋與、同大尉別府景長外多数の陸軍士官が乗り組み、汽船有功丸には鎮西鎮台の歩兵二少隊が対馬に常駐すべく初めて分派出張された<28>。また、ほぼ同時期に池上四郎が清国の牛莊に派遣され、陸軍少佐樺山資紀も台湾に視察のため差遣を命じられていた<29>。陸海軍の海外への関心と情報収集活動が集中的に行われていることは注目に値しよう。しかも海軍省は、外務省が米艦より借り入れた江華島の測量図五枚を随行員遠武秀行に写し取らせるなど<30>、花房の朝鮮出張（八月二七日、渡航辞令は八月一八日）に際して陸海軍共に慌ただしい準備状況であった。

九月一五日に釜山浦に到着した花房使節団は、翌日朝鮮側に通告なしに倭館を接受し、外務省管轄とした。朝鮮側は、軍艦入港に対して倭館への「撤饗撤市」（倭館への物資の供給や販売などの中止）を行って対抗したが、使節団は朝鮮の密商に接触して必要な物資を手に入れることが出来た。九月二二日、軍艦春日は「祝砲を發」し、花房と乗艦士官は「ストーンホッチ」に乗って釜山沿岸を観察航海した。花房使節団の主目的であった倭館処分問題については後述するが、このような砲艦外交に至って、日本の対朝鮮交渉上において、「旧例」を顧みるような余地はなくなっていたといえよう。花房使節団は、砲艦外交でもって維新政府の

交渉放棄の意思を明確に表すと同時に、将来の日朝交渉における砲艦外交展開の可能性に含みを持たせたのである。しかし、このような日本側の挑発に対して朝鮮側は、倭館に対する「撤費撤市」などの制裁以外に根本的な対策はとっていなかった。朝鮮の対日本交渉方針と倭館対策は、すでに吉岡らの外務官員からも多々報告されていたが、花房帰国後の「朝鮮御用復命略」は、交渉挫折の原因と朝鮮の対日本観を次のように報告している。

「朝鮮交通従来の状景及ひ一新報知以来の手續を以其事の渋滞する縁由を考るに左の三件ありて之をなす也

第一、往来聘問を等閑になし来れる因循慣習

第二、我に欲望あり且西洋人と結へるなるへしといふ朝鮮人の疑懼

第三、往に軽く来に重き歳遣の贈酬に害あらん事を恐るゝ対州吏人の欲情

右三件の如何して事の渋滞を引起すやを判するには先づ左の件々の有無を考へさるへからず

第一、朝鮮政府は我を拒絶逐斥するの決心なりや否

第二、朝鮮人は日本人の往来交通するを忌むや否

第三、朝鮮人は日本人を軽侮するや否

○戊辰以来数回の応答彼の常にいふ所違格之事は不可受又金石の条約不可換と而して毎も隣誼を傷ることなきを可とすとの意にて毫も拒絶の語意なし其他百般応答中其跡疑ふへきに似たるも甲を退けて乙を接し丙を除て丁に親む等の策にして決して一涯拒絶逐斥の意ある事なし

○朝鮮人日用器具衣裳等の内我送る所の銅と金巾との如きは最も不可欠の物とし且我交通のあるか為に禄を保ち作業を得るもの数千人皆両国交通之盛ならんことを欲するもの也未た一人も両国和平の交通を忌むものあるを聞かず

○古来朝鮮人は深く我国人を畏懼せり近来対州人の所業彼か軽侮を招く事

なきにあらず依て対州人は馴れ近づけ他の日本人は隔て遠さくる様にな
す事にて去 差使入府の節使面会せさりしも全く館中党派あるを知りて
乙を納れて甲を斥けんとせしにて則其軽侮する所を納れ畏懼する所を遠
さけんとせし也然れは軽侮するものは対州にて日本といへは其畏懼する
処なること今も替らさる也

之に依て見れば既に拒絶逐斥の決心なく又交通を忌むの意なく素より軽侮の
念あるにあらず唯六十年来聘問を等閑になし来れるの易に馴れて又温むるの
煩しきを厭ふと我に無限の欲望あり且西洋人と結へるならん事を疑ふより往
来の端を開は必らず凌辱を受るに至らん事を恐れ何となく其畏懼する処のも
のを遠さけ往来の端を開かざる様にと旧来の歳遣貿易を餌にし暗に対州吏人
を使役せしに対州吏人は此歳遣の利を失せんことを患るの欲情より終に彼術
中に玩弄せられ遅滞今日にいたれるなり然斥今既に此一大弊を破れり其他の
二件の如きは破るに於て甚た難からさる所なるへし」〈31〉

花房は日朝交渉の破綻の原因を、「聘問」の礼を「等閑」にしてきた両国の慣
習や貿易の利に拘る対馬の「欲情」、そして日本を西欧勢力の手先と見做す「朝
鮮人の疑懼」に求めている。しかし、花房の対朝鮮交渉の観点には、朝鮮側の交
渉拒絶の論理は存在しなかった。旧例に著しく反する交渉、即ち外務省の「公交」
による交渉は、破綻の原因とはならなかった。花房にとっての外務省の「公交」
は、すでに日本外交の当然の前提だったからであろう。花房は、朝鮮は日本との
交渉を「毫も拒絶の語意」はなく、「拒絶逐斥の決心なく又交通を忌むの意」の
ないことと判断し、報告したのである。花房報告の中で注目されるのは、日本と
対馬を使い分けていることである。朝鮮が軽蔑している対象は対馬であり、日本
は「畏懼」の対象であると判断したのである。そして、交渉破綻の主な原因を、
朝鮮側に利用される対馬の「欲情」に求めたが、この「一大弊」はすでに改革さ
れていると断言した。したがって、実際交渉拒絶の意思のない朝鮮との交渉に関

して、花房の展望は楽観的でさえあった。しかし、朝鮮側の交渉拒絶の論理を無視した外務省の「公交」による交渉が、朝鮮側に簡単に受け入れられる可能性はほとんどなかった。かような判断のずれが朝鮮政策の底流になっていたことは、留守期の日朝交渉を考えるうえで重要な示唆になるであろう。

第二節 倭館の処分と朝鮮政策

交渉放棄策の決定と実行に当たって、外交当局者の関心を集めていたのは、倭館を如何に処分するかという問題であった。倭館は一五四四年に釜山浦に限定されて以降、一六七八年に草梁倭館に移築して一八七六年の江華島条約に至っていた³²。倭館は日朝間の限定された外交・貿易などの交流が日常的に行われる現場に他ならず、対馬にとっては家役の遂行と藩の財政を賄うための経済活動の要衝地であった。外務省の設置と廃藩置県による対馬藩の廃止に伴って、倭館の管轄権は維新政府に属するようになっていたが、釜山における実際の倭館の機能と体制は従来のものであった。朝鮮の対日政策は「旧例」でもって「永久の親善」を図るとの原則が一貫しており、これは倭館対策においても同様であった。しかし、日清修好条規（以下、日清条約と略す）の締結や岩倉使節団の洋行など万国公法秩序体制への志向性を強めつつあった日本外交から見れば、このような朝鮮側の倭館対策は姑息な措置に過ぎなかったのであろう。日本はすでに不平等条約の構造を充分認識し、既成条約国に対しては条約改正交渉を試み、アジアの無条約国に対してはその不平等条約を突きつけようとしていた。このような状況の中で、倭館に対する従来の認識とそれが持つ意味あいも変化してきたのである。

対朝鮮外交貿易体制の転換期において、その現場に他ならなかった倭館に対する日朝両国の思惑は様々であったように思える。倭館は、日本側から見れば、管轄権に対する朝鮮側の諾否に関わらず、朝鮮に影響力を行使できる、朝鮮進出の

足がかりになりうる地所であった。将来の展望（最終的には朝鮮の開国）からも、倭館は「今後国威発揚のため必要なり、今卒かに廃棄すべからず」処であり、「此の際適當の改革を行ひ、更に朝使派遣の日を俟つ」ためにも好都合だったのである<33>。倭館を外務省管轄下に置くことは、中国における列国の租借地、日本における外国人居留地のような朝鮮における「日本の国権が及ぶ」特別な居留地を、無条約のまま日本の既得権として設定しておく可能性が出ていた。また、朝鮮側に交渉断絶の意図や立ち退きの要求がない限り、両国間の決定的な対立を招くような外交問題に発展する恐れもなかった。

当事者の朝鮮側は、このような倭館をどのように認識していたのであろうか。朝鮮側にとっての倭館の機能は次の二点が挙げられる。第一に、朝鮮に進出する日本の貿易商人を倭館に封じ込むことが出来たことである。倭館はそもそも中世以来の倭寇対策として設けられた場所であった。最初の三カ所の倭館は一カ所に限られ、しかも倭館への渡航・滞在の資格を持つのは基本的に朝鮮側の勘合印を携帯している対馬商人だけであった。朝鮮は倭館を通じて対日貿易を独占的・効率的に支配・コントロールしていた。第二に、数十年に一回の朝鮮通信使の他に、常に日本国内の情勢変動を窺える情報源たり得たことである。「対州人にて韓国へ内応の者」もあれば<34>、朝鮮の内情と軍事に関する情報を伝える朝鮮人もあった<35>。このように、外交・貿易の他に両国の国情に関する重要な情報の流通が倭館内で頻繁に行われていたことは推測に難くない。朝鮮側が、外務省官員の倭館滞在、汽船・軍艦の到来などの日本側の挑発に対して、倭館からの立ち退きなどの根本的な対策をとらなかった理由の一つは、倭館の対日軍事・外交政策上の要地としての面を重視していたからでもあろう。このように倭館は、日朝両国の軍事的・外交的思惑が各々交錯しているところであった。

維新政府の倭館への関心は、明治三年四月の「対鮮政策三カ条」<36>の選択肢の一つである交渉放棄策を前提とする引き揚げの議論から始まった。即ち「朝鮮

の交際を廃止し対州の私交をも為相鎖両国の間音問を絶し倭館の人数為引払風馬牛不相関渉もの」とある。この時期は交渉断絶を前提とする議論であり、まだ倭館に対する将来のビジョンも、日本の権益としての認識も生れてはいなかった。その後、宗氏派遣論と「等対論」による円満な交渉妥結策によって強硬論は後退し、交渉打開に努めることとなったため、倭館そのものへの関心は次第に薄れていった。しかし、岩倉使節団の洋行構想の本格化と日清条約締結の成果を受けて対朝鮮強硬論が台頭することによって、倭館は再び関心の的として浮かび上がった。なぜなら、交渉放棄論の実行は倭館滞在官民の引き揚げ問題と不可分の関係にあったため、倭館処分問題を避けては通れなくなったからである。

対朝鮮強硬論の筆頭に立っていた外務大丞柳原は、日清条約を締結して帰国した後、対朝鮮交渉放棄論を先導して宗氏派遣論に代わる「使節のみ」の派遣を主張していた。柳原は「先両国の交際は暫く断絶するものとして在韓の士商一先引揚帰朝」することを前提とし、「時を待て交を尋その端となるものとして（倭館においては）商民雇徒の入来るを許し且米薪菜醬等も買得る位には至るべし」と主張している<37>。柳原は交渉断絶と引き揚げを主張しながらも、将来の交渉再開の展望とその糸口を倭館に求めていたのである。そして、宗氏派遣論の中止や交渉放棄策の確定とその実行によって、対朝鮮政策の主眼は交渉そのものより倭館処分問題に重点が置かれるようになった。

相良使節団派遣の際、「彼れ其書契を不受は必然」と判断した広津・森山は、倭館引き揚げの順序を三段階に分けて述べている<38>。それは「たとひ引揚候共今の草梁館地は取留め置後図の便りと致し度附ては十人廿人の者は撰み残し、「弥拒絶の姿に至」った時は「和絶に不拘（中略）無用の徒より漸々為引取人数減少」させ、「成否相決し不申内は（中略）貿易は両国民情に従かひ商人共の見込み通り差許」すことであつた。未だ具体的な引き揚げの段取りが決っていたわけではなかったが、実地派遣官員たちは倭館を放棄する意図はなかった。最悪の

場合でも商人による貿易を続けることによって、倭館を保持していくよう働きかけたのである。これに対して、外務大輔寺島宗則は「吉岡一行の処分」に任し、その他も「官員并嚴原旧士丈引払候て可然候対州人民は引揚るに不及（中略）後來両国人民相往来するの意を胚胎せしめ置へし」「残し置者は総て商民の姿」にするなど、等しく倭館を保持することに異論はなかった³⁹。特に「両国人民」とは、当然ながら将来的に倭館滞在の人員は必ずしも対馬人に限らないことを見込んでいたものと考えられよう。すでに近世以来の歳遣船による貿易も廃止（明治五年正月）されており、日朝貿易の担い手と倭館滞在の資格も、朝鮮側が決めたような対馬人でなければならない必然性も意味をなくしていた。倭館滞在の資格はいつしか対州人から「日本人」に移行しようとしていたのである。そして伊万里県出張所（対馬藩は、廃藩置県後八月に嚴原県、九月に伊万里県、翌年五月に佐賀県、八月に長崎県となった）への指令は、「今般公幹相始り候は、不令して歳遣使節接待等は一時廃絶可致然は不可欠人員の外追々減省帰国申達候哉も難計」と、近々対馬人を引き揚げることを通告（一月一六日）したのである⁴⁰。

ところがこの倭館引き揚げは、前述の通り、三月の書契謄本の捧出および清国を仲介とした朝米接近の情報が入ったことにより、暫く先送りされるようになった。もっとも、書契の清国への内啓を想定した朝鮮出張官員の倭館対策（引き揚げ）について、外務省の対策は次の通りであった。まず、主として欧米外交に専念していた寺島は「外務官員皆引退くもよし氣力抜ても無妨」と、倭館処分に関する権限を吉岡ら現地派遣外務官員にほぼ一任する方針をとっていた。外務省内の対朝鮮穩健論を堅持していた外務大丞宮本小一は、清国への内啓の真偽を清国滞在の柳原少弁務使へ確認しつつ、倭館駐在の外務官員を「是非一名は残」して外務官員立会いの下での倭館保持のための段取りを講じていた。結局、朝鮮事務課は「回答の期月を約し一と先引揚可申」と、吉岡らの伺い通りに回答している⁴¹。なお、柳原（清国出張中）と共に対朝鮮強硬論を唱えていた花房・副田（

美佐遠、外務権中録）・小林（匡、外務権少録）は、「旧冬御出立前夫々御伺定め
の件も有之曲直条理分明講究し寛猛宜に従ひ御処分可有之」と吉岡らに幅広い
裁量権を与え、「尚其模様にては廟議の次第も有之へく」と、「廟議」による
政策決定もありうることを伝えた<42>。吉岡一行は、何れにしても、交渉の成否
如何に束縛される必要はなくなっていたのである。また、外務省は「一と先引揚」
の方針と館内取締のための人数についても、吉岡らの伺い通りに正院に上申した
のである<43>。このように、倭館の処分方法に対して若干の意見の食い違いはあ
ったが、主として現地派遣外務官員の倭館対策とその報告が重んじられ、交渉に
関しても吉岡らに相当のフリーハンドが与えられていたことが窺える。

五月になっても書契謄本の清国への内啓はなかったが、外務省は、引き揚げの
処置方と倭館保持のための具体的な準備を本格化し、正院に次のように建言して
いる。

「宗重正転任の事実彼国にも前書契案を以承知候上は在館の役員は則宗氏家
人に当り候に付一同可為引払は勿論の処旧来在留の商民も不少館内四五万坪
も有之屋宇多数其上漂民迎送方仮に少例を設け候節は官員一二名通弁庶務会
計館中身廻り両門守衛少仕等迄如何様減少候ても凡廿人位は在館不為致候は
ては交際取締難相立趣に付右は在館旧役員の内人撰の上更に当省官員に申付
其余は一同為引払候積りを以処置方の儀出仕官員見込に相任せ候様致度候抑
草梁和館の儀右様広大に過当候は、不用の姿に相当り候得共是は後來御国威
を彼へ振揚の必要物に付可成旧慣依然一步を退かざる様致し度候

（中略、漂民の処置方）

去未年限歳遣船相廢し今日に至ては重正自費を以相償候時期に至り難渋の段
相違も無之今般当省にて管轄候上は速に其処置無之ては反的差支可申儀に付
差向館内諸入費として金五千兩御下け相成候様いたし度」<44>

五月になっても書契謄本の清国への内啓はなかったが、外務省は引き揚げの処

置方を「出仕官員」の「見込」に任す一方、倭館保持のための具体的な準備を本格化させていった。まず、「草梁和館の儀」に関しては、「後来御国威を彼へ振揚の必要物」とする一方、倭館からは「一步を退かざる様致し度」と、倭館保持の意思を分明にした。朝鮮に対しては倭館保持のための妨げにならない—少なくとも「両国人民」レベルの貿易に支障のないほどの「旧慣」を維持しながら、「後来御国威」を発揚するための「必要物」として倭館を位置づけるようになったのである。これと同時に、「去未年限歳遣船相廢」され収入の方途を失っていた倭館の入費「金五千兩御下け」の願いも、「大蔵省より可受取事」と積極的に認めている（六月一〇日には「和館諸入費金五千兩請取済」とある）。対馬は倭館維持の負担から逃れたが、同時に倭館は維新政府の直接管理下に置かれるようになった。そして太政官は外務省と宗氏に各々「倭館は宗重正より請取取締向等処置可致事」〈45〉、「倭館の儀は外務省出仕官員へ引渡可申事」と〈46〉、政府主導の倭館保持の意思を明らかにしたのである。もちろんこのような倭館接受の手続きは、倭館を保存・管理していた当事者の朝鮮側を抜きにして進んでいたことはいうまでもない。

ところが、元来倭館は宗氏のいうように「右地所（草梁倭館）の儀は御体知の通元来私有の場所に無之歳遣船定約に付自家旧来借用の地」であった。宗氏は太政官にこのような認識を喚起し、朝鮮との衝突を回避すべく「御要件順受の御回答申出候まで名実不相称儀なから外向へ発露方は暫猶予致し実地の時機を以御用便の道可然駆引いたし候様差含み越し如何有之へく哉」と、倭館に対する認識と処理の急激さを戒めた〈47〉。そこで早急な「外向へ発露方」などは猶予されたようだが、政府の倭館確保に対する勢いは止まらなかった。花房は、前述の通り、朝鮮に対する宗氏側の借金をも政府が肩代りすることを建言し、名実共に倭館の外務省管轄化に拍車をかけたのである。

一方、倭館「擱出」後の險悪な関係と朝鮮側の倭館への「撤饗撤市」などの制

裁の中で、倭館対策はしばらく混乱を余儀なくされた。厳原に退去した吉岡らは「速に館司をして在館土商一同引纏帰国為致可申外無御座右不得已情実より条理を以引纏候上は当分の処絶交に存しき姿」と見なし、「是迄一粒たり共給米を食し候ものは挙て引払はせ可申積」と申し出た<48>。また引続き厳原に滞在して倭館からの報告に接していた広津も、「代官所の奸徒（商民）彼（朝鮮官憲）と相応」じることなどを警戒して「断然確乎引揚の御指揮被下候上にて鼠一匹不残引揚」るよう建言した<49>。外務卿副島種臣は「商民の儀は去留其もの、自由にまかせ可申事」としていたが<50>、吉岡らの帰京報告や広津の建言などによって「商民たりとも不残可致引払候事」と「相改」め、倭館を放棄する構えさえ見せていたのである<51>。このように、外務省の対朝鮮政策と倭館処分策は、依然として現地派遣官員の報告が重要な判断の根拠となっていた。

すでに相容れない外交路線による日朝間の対立の中で、曲がりなりにもその関係を細々とつないでいたのは倭館であった。その倭館を放棄するということは日朝関係の完全な断絶を意味するものであった。この背景には、宮本の「是非一人は撰み残し」て交渉の手がかりとする路線が後退し、実地派遣官員に任して「其模様を寄りては廟議」もありうるとの花房ら強硬派の路線が前面に打ち出されていたことが考えられよう。

しかし、倭館「擱出」後の険しい両国関係の中で、現地派遣官員の報告に惑わされていた倭館処分策は、軍艦春日の「朝鮮回艦」の指令を皮切りに新しい進展を見せ始めていた。軍艦派遣そのものが、従来の日朝交渉上において、思い切った措置であったことはいうまでもないが、同時に副島は、最終的な倭館処分策を次のように正院に建言している。

「朝鮮尋交手續并目的

- 一、右（明治元年以来の日朝交渉の経過）の情状にては假令十年を期す共何等の可相成哉此上は大丞（花房）の所分を取るの外無之旨を告げ差使等引

取り相成候事

- 一、然れ共右和館は嘉吉以来我人民往来居住我国権も行はれ来り候処にて一朝打捨候は好ましからざる儀に付追て使節差立談判相成迄は左件之通り取計候方方今の便宜に可有之事
- 一、草梁館司并代官所は打追の通り相立置可申候事
- 一、無用の仕官雑人等は悉く引纏め帰国可為致事
- 一、商人の居留勝手たるへき事
- 一、勘合印は旧章通りの事
- 一、歳遣船は不差渡候事
- 一、歳遣滞品宗氏負債と相成候分は勘定可払渡事
- 一、対州に滞居候漂民共は尽く送り返し候事
- 一、右の目的を達すへき為め一時格段なる官員を草梁まで差遣し穩当所分可致候事」〈52〉

副島は、主として外務大丞花房の意見を受け入れ、外務省の「公交」の原則に沿った交渉放棄策と倭館処分策を打ち出した。副島は、宗氏が「旧来借用の地」と認識していた倭館を、「嘉吉（三年、一四四三年）以来我人民往来居住我国権も行はれ来り候処」として位置づけるようになった。「後來御国威」を「振揚」すべき倭館に対して、歴史的根拠を与え正当化するようになったのである。すでに軍艦春日の回艦が決まっていることと考え合わせれば、倭館保持の強い意思が働いていることが窺えよう。そして副島は、「歳遣船」の廃止、「宗氏負債」の返済など公的關係を断ち切りながらも、「商人の居留勝手たるへき事」と改め、その商人の貿易活動に必要な「勘合印は旧章通り」に定めるよう正院に上申した。強硬論を前面に打ち出す傍ら、「兩國人民」による最小限の貿易ルートだけを温存して、倭館を確保する手だてを講じながら交渉再開の手がかりを倭館に求めたのである。このような倭館処分策を実行するため、軍艦と共に対朝鮮強硬論を唱

えていた「格段なる官員」花房を派遣することとなったのである。

花房は朝鮮渡航に際し倭館滞在の商民に対して、若し朝鮮側の倭館退去の要求があっても「本国の命に非らずしては一步も動かさる」ことと、その間の朝鮮側の「言辞挙動等は逐一無加除申越」させることを講じた。また、同時に今後の日朝貿易に関しては次のように意見を述べている。

「私貿易と唱へ宗氏「モノポリー」の貿易は我長崎唐館のすし元に等しきものに付少々模様替いたし候は、引続取行ふへき無害の方法も可有之乍去差向は此外バハン抜荷の振にて取引いたし候其実公然通常の貿易といふへきもの有之却て此分を盛大になる様相助け漸々勢ひを移し候積りに心得置かせべく候事」〈53〉

花房は、宗氏の独占貿易に代わる貿易形態として、「バハン抜荷の振」をもってする貿易を「盛大」にするよう勧めた。もちろん、「バハン抜荷の振」は朝鮮側に対する貿易形態であり、日本側においては野放しの密貿易ではなく、倭館の監督下に置かれる暫定的な貿易形態であった。倭館は、商民の居留を自由にする措置をとったうえ密貿易（「潜商」による貿易）を盛大にすることによって、対馬商人に限らない自由な貿易が行われる地所として位置づけられるようになったのである。渡航後の花房の倭館への「内論」にも、「従前代官所にて取扱来る専売を止め在館商民とも便宜に従ひ取引いたさせ候儀は不苦」とある〈54〉。倭館の起源がそもそも公私貿易を管掌する代官所を中心に成立したことを考えると、廃藩置県と共に転換を迫られた近世以来の日朝貿易体制も、ここで名実共に崩壊するようになったといえよう。

花房一行の帰国後、その後始末のため倭館在勤を命じられた森山は、今後の倭館対策を次のように報告している。

「（前略、花房外務大丞出発後の釜山の情状）乍併早晚御廟決迄は先館地を維持するを以て主務とし何事も不仕向方可然との省議ならば其趣委しく御報

告被下度存候

一、将来の運方に付国使御差立相成候は、我意を徹し可申は勿論なれとも若
廟議不出於茲時は当今の俣御差置相成候ては人々退屈就て趨趨せん事必せり
然れば拝別前申上候通り可然人物掄選相成深く御委任魯人の柯太又は先年対
州に来泊せしか如く他の議論に關せず館内上下の旧弊をも一掃し屋宇を補理
し家族を移し空地を拓き飛船の外大中商船共無吹嘘にて往復為致彼万一難異
申来らは我等大丞の命に従て館内を修補し他日国使の来らん日を待なり貴国
之を論すれば將に大丞に往復あるへし我等の進退は惟大丞の命にありと云ふ
意を以する時は彼の定論深淺共に究知するに足れり其内廟議も御決定可相成
様小生愚見を以て計算するに不出於此外今日に至り彼の疑訝解く等の説は実
地に於て万々不行届儀也省議いか、卿公には定て御良謨可被為在事のみ相案
み罷在候御報跂望仕候（下略）」〈55〉

森山ら倭館監督の外務官員の役割は、「早晚御廟決迄は先館地を維持するを以
て主務」とすることが分かる。すでに、倭館に対しては、以前より「国権も行は
れ来り候処」・今後「国威」を「振揚」すべき地所とする日本側の認識と、旧来
の「借用地」とする朝鮮側の認識との開きが歴然としていた。そのうえ森山は、
「将来の運方」については「国使御差立」ることを想定し、倭館の建物について
は「屋宇を補理し家族を移し空地を拓」いて開拓し、貿易については「飛船の外
大中商船共無吹嘘にて往復」するように進めていった。これに対して朝鮮側が異
議を提起する場合においても、「我等大丞の命に従て館内を補修」することであ
るので、「我等の進退は惟大丞の命」にあるとした。倭館滞在人員は、外務省の
命令以外には倭館から一步も退かない方針を固めていた。また外務卿副島は、朝
鮮に対する宗氏の「公私貿易滞品償却」後の残金「丁銅四万斤延銅九千斤」を朝
鮮商人に払い下げ、「草梁公館公費の内」へ充てるよう正院に建言した〈56〉。

倭館は「外向へ発露方」においても外務省管轄になっただけでなく、いつしか

日本の「国権」が及ぶ地所となりつつあった。しかも、朝鮮側の承認（「吹嘘」）なしの貿易（＝密貿易、密謀駅を行う商人を朝鮮官憲は「潜商」と呼んだ）を盛んにすることによって、倭館をめぐる小競合いは必至の状況となったのである。広津は倭館での「悪風説」が立たないように「京摂間の商人渡韓」を控えるよう〈57〉たびたび申し入れたが、三越・三井の商人が渡韓のうえ東萊商人に貿易を求めることとなり、「潜商」による密貿易は盛んになっていった〈58〉。このようにして、「潜商」を取り締まる朝鮮官憲の倭館への制裁と取締はより一層強化されていったのである。

一〇月の西郷隆盛の「朝鮮派遣使節決定始末」は、その間の事情を「近来は人民互いの商道を相塞ぎ、倭館詰め居りの者も甚だ困難の場合に立ち至り候」と、説明している〈59〉。「人民の商道」とは、花房の建言にあったように、対馬人に限らない「人民」による自由な貿易に他ならない。そして、これに対する朝鮮官憲の取締は益々強化され、「甚だ困難」に陥っていた倭館での小競合いと「其（朝鮮官憲の）言辞挙動等」が「逐一無加除申越」されたのであろう。明治六年政変のきっかけとなった釜山からの報告は、このような倭館処分策の経過とその結果としての倭館をめぐる小競合いが原因であったことはいうまでもない。

このような一方的な交渉放棄策と倭館処分案を強行していた留守政府、就中朝鮮政策を直接担当していた外務卿副島の位置と外交方針について見ておきたい。明治五年三月の大久保・伊藤の一時帰国を境にして、江藤新平司法卿の就任と司法改革、大木喬任の学制改革などは、岩倉使節団と留守政府の間で合意された「約定書」の枠を越えて進められようとしていた。特に当の外務省では、留守政府の重大な関心が集まっていたマリア・ルズ号事件を抱え、大蔵省・司法省の反対の中で副島外務卿の主導で裁判が行われていた。裁判の背景には英・米の支持もあったが、国内の人身売買との論理的矛盾を押し切って、清国の苦力全員を解放したことは周知の通りである。この措置は英・米はもちろん当の清国にも大いに

賞賛され、政府内では「副島氏の御英断」として岩倉使節団にも伝えられたのである<60>。特に、この過程でマリア・ルズ号の勝手な出港を軍艦（東艦、鳳翔艦）で押えていたこと（七月二七日の同船船長の裁判の終了と共に出港）は、その後の朝鮮への軍艦外交と「東方の英国たらん」と<61>する副島外務卿の外交路線と無縁ではなからう（軍艦の回艦は何れの場合も外務省の要請によるものであった）。また、朝鮮の凶作の報に接しては、日本の余米運送計画を打ち出し「陽に隣国荒乏相救之意を表し陰に両国交際之路相開度（中略）飢饉の時に承し之を名として弥交通の路相開候上は皇国の利のみならず各国に対し実に大なる名誉」と<62>、主張している。これは「浪説」に付き廃案となったが、マリア・ルズ号事件解決と共に副島の「国権外交」の表れであったといえよう。しかも、副島が対朝鮮政策（台湾問題を含めて）を射程において条約批准のため清国に出張したことは、岩倉使節団の思惑を代弁して留守政府を最小限の政府に制限していた「約定書」の一角を確実に切り崩していたのである。また、このような副島の朝鮮政策において、明治四年一一月の岩倉邸での朝鮮問題棚上げに関する合意事項が妨げになることもなかった。副島の独自の対アジア外交は、司法省・文部省の留守中の改革と共に「約定書」を機能喪失に追い込んだ重要な要因となったのである。

小括

明治元年の樋口使節団の交渉失敗以降、日朝交渉放棄論は常に存在していた。二通りあった放棄論の一つは、「両国の音門を絶」するような交渉断絶策であり、もう一つは、日朝間の旧交を対馬に一任して維新政府は日朝交渉に一切関わらない方法であった。これは各々廃藩置県以前の外務省の対朝鮮強硬論と穏健論を代表するものであった。しかし廃藩置県後の日本外交は、日清条約の結果と岩倉使節団の洋行などの国内外の情勢変動を受けて、交渉断絶をも含んだ交渉放棄の強

硬策に転ずるようになった。交渉放棄策は倭館滞在の官民の引き揚げ問題と不可分の関係にあったので、倭館は外務省の重要な関心の的となった。交渉断絶を主張していた強硬派においても、朝鮮の最終的な開国への展望を持ち、その手がかかりを倭館に求めるようになったのである。このような交渉放棄策を実行すべく派遣されたのが相良使節団であった。

交渉放棄策の実行においては、近世以来日朝外交貿易体制の現場に他ならなかった倭館を、如何に処分するかという問題が横たわっていた。すでに外交・貿易体制共に従来の秩序を否定していたからには、倭館滞在「官民」の資格や引き揚げおよび倭館の位置づけなども見直さなければならなかった。朝鮮の書契謄本の捧出によって引き揚げ問題が遅延されるなか、倭館に対する関心は益々高まり、倭館の放棄と保持との議論がしばらく錯綜していた。この間、倭館放棄と保持をめぐる議論は、主として現地派遣外務官員の判断とその報告が重んじられていた。しかし、五月以降外務省の倭館保持の方針が定まってく中で、今までの倭館に対する漠然とした認識は改められ、倭館の外務省管轄化は急激に進められた。このような倭館処分策を最終的にまとめるために派遣されたのが花房使節団であった。この使節団によって朝鮮に対する宗氏の負債および倭館の経費が支給され、「国使」を迎えるべく倭館が開拓されようとしたとき、すでに「旧来借用の地」としての倭館はありえなくなっていた。倭館は「後来国威」を「振揚」すべき地所として外務省の所轄するところとなっていたのである。

一方、このような日本側の倭館処分に対して、朝鮮側は旧例を固守するばかりで、根本的な対策をとることはなかった。倭館「擱出」事件においては、日朝どちら側も責任をとらない異様な状況のなかで、新しい外交貿易体制は着々と既成事実を積み上げていったのである。この背景には、倭館退去よりは倭館を存続させることによって、現状を維持しようとする朝鮮側の思惑があった。しかし、花房の主張に見られる密貿易の奨励によって、制限された空間であった倭館におけ

る朝鮮官憲の厳しい取締は避けられなかった。倭館での小競合いがエスカレートしていく中で、日朝交渉再開の手がかりを倭館に求める可能性は益々高くなっていったのである。

明治三年四月以来の対朝鮮政策の三つの選択肢の中で、すでに対清交渉先行論と日朝交渉放棄論は実行されていたが、いずれも交渉打開策としては奏功しないまま終了されていた。倭館での小競合いがエスカレートするばかりでいた時、いまだ具体的な皇使派遣論とその展望は開かれていなかったが、この段階で残された選択肢は皇使派遣論以外にはなくなっていた。明治六年政変のきっかけとなった倭館からの報告と西郷の皇使派遣論はこのような背景から理解すべきであろう。

- 1) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上（文化資料調査会、一九六三年）。
- 2) 高橋秀直「廃藩置県後の朝鮮政策」（『人文論集』26-3・4、一九九一年）。
- 3) 藤村道生「朝鮮における日本特別居留地の起原」（『史学』12、一九六四年）、同『日清戦争前後のアジア政策』（岩波書店、一九九五年）所収。
- 4) 『外交』4、森山・広津よりの上申書、明治四年十一月二八日、三三五-三三六頁。
- 5) 『外交』5、吉岡より外務省宛上申書、明治五年一月一六日、三〇四-三〇五頁。
- 6) 宗氏派遣延期決定（八月二九日）以降、宗氏および外務省サイドからは早急な使節派遣の必要性が説かれていた。外務省強硬派においても使節団の構成や資格などには異論を唱えたが、宗氏派遣に代わる使節団派遣そのものには異論はなかった。前掲拙稿「廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策」参照。
- 7) 『外交』5、「朝鮮国人との応接心得方大意」、一月一八日、三〇八-三〇九頁。
- 8) 『外交』5、吉岡等より外務省宛報告書、一月一六日、三〇五-三〇七頁。
- 9) 差使は必ずしも朝鮮国の回答書契を要しなかったが、大差使は回答書契を不可

欠とする。姜範錫『征韓論政変』（サイマル出版会、一九九〇年）、七―八頁参照。

10) 前註5)

11) 『事務書』11、「在韓士民へ達す案」。

12) 『外交』5、吉岡等より外務省宛報告書、二月二八日、三〇九―三一〇頁。

13) 『外交』5、吉岡等より外務省宛報告書、四月三日、三一三―三一四頁。

14) 同上。

15) 『外交』5、吉岡等より外務省宛報告書、五月八日、三一七―三一八頁。

16) 四月二日、領議政（総理大臣格）金炳學は「多年居任、熟知倭館事情」の訓導の釜山復帰を上奏し、即時允許された。「遭故上来」者の喪を解く特命のうえ、「此時此任、有難処付生手」との認識からも、安東暎への厚い信任ぶりが窺える。『承政院日記』高宗四（国史編纂委員会、ソウル、一九六七年）、一〇三―一〇四頁、高宗九年（明治五年）四月二日。

17) 倭館との関わりあい「罪処」（処罰）された東萊府使は、全体「罪処」者の三八％に達している。ルイス・ジェイムス「壬辰・丁酉倭乱以降江華島条約以前の朝鮮からみた対馬」（『地方史研究』232、一九九一年）参照。

18) 倭館「擱出」の経過については、田保橋、前掲書、二七七―二九九頁参照。

19) 「ジャパンヘラルド」紙に載ったこの記事について、品川は関係要路に報知しながらも初めは「全く虚説」とみていた。『事務書』11。

20) 『事務書』11、外務省朝鮮事務課より品川大録宛通達書、二月七日。

21) 『事務書』11、花房外務少丞等より朝鮮出張官員宛通達書、三月二九日。

22) 『事務書』12。

23) 『外交』5、花房外務大丞より朝鮮出張官員宛通達書、六月九日、三二四頁。

24) 『事務書』13。

25) 同上。

- 26) 『明治五年公文類纂』二十四（防衛研究所図書館所蔵、請求記号、㊿公文類纂M5-24、96）、「御用有之朝鮮国へ回艦申付候事」。
- 27) 『明治五年公文類纂』八（防衛研究所図書館所蔵、請求記号、㊿公文類纂M5-8、80）、「正院宛勝海舟海軍大輔上申書」。
- 28) 『明治五年陸軍省日誌』坤（防衛研究所図書館所蔵、請求記号、陸軍省、陸軍省日誌M5-2、13）。
- 29) 近衛都督・参議西郷隆盛は七月一九日陸軍元帥を拜命されており、各員の朝鮮・清国・台湾派遣は西郷の承知のうえで行われたことと思われる。特に、池上四郎（他二名）の清国派遣辞令は見あたらず、西郷の直々の命令であったと考えられる。『西郷隆盛全集』第三卷（大和書房、一九七八年）、三一—三一—二頁参照。
- 30) 『事務書』13、海軍省より外務省へ依頼、八月二三日、花房外務大丞より遠武秀行海軍省七等出仕へ依頼、八月二四日。
- 31) 「朝鮮御用復命略」（『公文録、外務省之部』2A9公631）、「尋交商量渋滞の縁由概略」。
- 32) 釜山倭館については、金義煥「李朝時代に於ける釜山の倭館の起源と変遷」（『日本文化史研究』2、一九七七年）参照。
- 33) 『明治天皇紀』第二、七四一—七四二頁。
- 34) 前掲『明治五年公文類纂』二十四、「朝鮮航海日記」。
- 35) 前掲『明治五年公文類纂』二十四、「韓国路程山川人民戸数」。
- 36) 『外交』3、「対鮮政策三箇条伺の件」、一四四—一四五頁。
- 37) 『外交』4、柳原外務大丞等よりの上申書、一〇月五日、三二六—三二七頁。
- 38) 『外交』4、森山外務権大録等よりの伺書、一二月、三四四—三四五頁。
- 39) 同上、「附紙」。
- 40) 『事務書』11

- 41) 『外交』5、外務省より朝鮮出張官員へ回答、五月四日、三一五-三一六頁。
- 42) 『外交』5、花房外務少丞等より朝鮮出張官員へ申達、五月四日、三一四-三一五頁。
- 43) 『外交』5、外務省より正院へ上申書、五月七日、三一七頁。
- 44) 『外交』5、外務省より太政官への伺書、五月二八日、三二〇-三二二頁。
- 45) 『外交』5、太政官より外務省への指令書、五月、三二三頁。
- 46) 『外交』5、太政官より宗外務大丞への指令書、五月、三二四頁。
- 47) 『外交』5、宗外務大丞よりの伺書、六月、三二六-三二七頁。
- 48) 『外交』5、吉岡等より外務省宛報告及び伺書、六月二四日、三二九-三三一頁。
- 49) 『事務書』13、広津より森山・吉岡宛報告書。
- 50) 『外交』5、副島外務卿より正院への伺、七月二四日、三四〇頁。
- 51) 『外交』5、副島外務卿より正院への上申書、八月四日、三四●-三四一頁。
- 52) 『外交』5、副島外務卿より正院への上申書、八月十日、三四一-三四二頁。
- 53) 『外交』5、花房外務大丞よりの伺書、八月一五日、三四二-三四三頁。
- 54) 『外交』5、深見(六郎)倭館館司等に対する内諭、九月一六日、三四九頁。
- 55) 『外交』5、森山外務権大録より花房外務大丞等宛伺書、十一月一二日、三五七-三五九頁。
- 56) 『外交』5、外務卿より正院宛伺書、十一月二七日、三五九-三六一頁。
- 57) 『外交』6、広津より花房外務大丞宛報告書、四月二五日、二四八-二五四頁。
- 58) 『外交』6、広津より花房外務大丞への上申書、四月二八日、二五五-二五九頁。
- 59) 『西郷隆盛全集』第三卷、四一四-四一六頁。
- 60) 『岩倉具視関係文書』第五、「岩倉特命全権大使宛大原重実(外務省六等出仕)書簡」、明治五年年九月三日、一八三-一八七頁。

61) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条実美文書』「副島種臣」。分類番号318

.2(62-30-1)。封筒に「六年九月二七日副島外務卿手翰 台湾朝鮮等の件」とある。

62) 『外交』5、副島外務卿より正院への上申書、九月二三日、三五〇-三五一頁。

補論 「征韓論」と皇使派遣論

明治初期の対朝鮮政策は、万国公法秩序の原理と華夷秩序の原理が錯綜し試行錯誤を繰り返しながら展開された末、明治五年の花房の砲艦外交によって、華夷秩序原理による交渉は顧みられなくなった。華夷秩序原理による日朝交渉には、「交隣」に代表される両国の同等（敵礼）の関係（朝鮮国王＝将軍）が適用されるはずであった。しかし、将軍の廃止と天皇の親政によって敵礼関係にはずれが生じるようになった。一方には、天皇の親政を「日本政府の主人公の交替し玉ひしもの」即ち天皇は将軍にとって代わったものであり、朝鮮朝廷（朝鮮国王）と日本朝廷（天皇）は同等な敵礼関係であるとの認識があった。しかし他方には、朝鮮朝廷は幕府と同等であったため、「幕府は将軍にして天皇陛下の臣下なり然れは（日本）朝廷と交際するには（朝鮮は）二三等下らざるを得ず」といった認識が存在していた¹。したがって後者の認識は、朝鮮朝廷との同等な「交隣」関係は否定しなければならず、朝鮮政策には何らかの上下関係を設定しておく必要があった。対馬の朝鮮通信使来朝案などの穏健論が葬られ、書契案に「皇」「勅」の字句を挿入して交渉に入ったことは、天皇親政を明確に示す意思表示でもあったが、同時に朝鮮との上下関係設定の表れでもあったといえよう。

天皇の親政と日朝間の上下関係設定の志向性は、書契案以外の朝鮮政策の立案にも影を落としていた。明治二年一〇月の太政官の「嚴原藩へ御沙汰案」は、「朝鮮国の儀は旧交も有之内藩同様の取扱不致ては差支候廉も可有之」とある²。最高政策決定機関たる太政官の朝鮮政策には、「内藩同様の取扱」の対象としての朝鮮という認識が一つの前提として存在していた。このような前提が明確に表れている朝鮮政策が、「征韓論」・皇使派遣論であった。以下、明治初期の「征韓論」・皇使派遣論について見てみたい。

維新後初めて「征韓論」・皇使派遣論を主張したのは木戸孝允であった。木戸

の「征韓論」に対しては、すでに諸研究が明らかにしているように、内政を整うための政略的な外征論であったということは説得的である。また、八戸順叔・佐田白茅・丸山作楽らの「征韓論」も、当時の万国公法の原理と国際情勢を「弱肉強食の力の論理」として受け止めていた、維新初期の有司・官僚らの対外観から求めることも可能であろう³。しかし本稿では、「征韓論」を政略あるいは対外観からではなく、明治初期（明治元年～明治六年）の対朝鮮政策の重要な選択肢であった皇使派遣論として捉え、維新政府の対朝鮮政策との関連を見てみたい。

木戸が維新後初めて「征韓論」を唱えたのは、明治元年一二月のことであった。一二月一四日の木戸日記は、「使節を朝鮮に遣し彼無礼を問ひ彼若不服ときは鳴罪攻撃其土大に神州の威を伸張せん」とあり⁴、翌年正月三〇日の日記にも「皇国の人情可治の難きを歎じ益平生所思の征韓之念勃々」とある⁵。木戸は先ず使節を派遣すべきことを主張したのである。この段階は、維新政府の対朝鮮政策は「天下平定」以降を期している頃であった。維新政府の対朝鮮政策が未だ確立していない時に、「征韓論」・皇使派遣論は政府首脳によって唱えられていたのである。木戸は、明治元年八月九日の日記に「一日も早く海外に手を立ざる時は日に時に病勢を助け身体衰弱に至り必不可如何に至る其大勢可見也」と記し⁶、国権拡張の必要を内政上の理由から求めていた。国際情勢に関しても「万国公法は弱国を奪ふ一道具と云」⁷との認識を示している木戸にとっては、国権の拡張こそが維新直後の混沌とした内外情勢に対する処方箋に他ならなかったであろう。国権拡張・海外雄飛に新政府の進むべき方向性を見いだそうとする木戸は、大島友之允から朝鮮の情実の詳細を聞得し、征韓の志しを同藩出身の軍務局長大村益次郎に漏らして、実現可能性を打診したのである。

しかし木戸の「征韓論」は、「不安の国情」や混乱した内政を整うことにより比重が置かれていたため、朝鮮を伐つための具体的な手順を述べることはなかった。また、「韓地の事は皇国の御国体相立候処」とあるように⁸、木戸の「征韓

論」の発想は古代の「三韓征伐論」に由来していることが窺える。このように、政府首脳によって提唱された朝鮮論が、当の朝鮮政策の当局者に朝鮮政策立案の契機を提供したことは推測に難くなかろう。このような「古代王政の例」に起因する発想は、説得のためのレトリックとはいうものの、随所の朝鮮政策でみる事が出来る。明治二年九月、外務省から皇使派遣論を説く際の朝鮮の位置づけは、「朝鮮国の儀は昔年御親征も被為在烈聖垂念の国柄」であった⁹。また、明治三年四月の「対鮮政策三箇条」の開戦をも辞さない皇使派遣論は、「在昔神功皇后御一征の雄績被為継候御偉業も日を刻して可相立決して無名暴動の挙に有之間敷」と、正当化されていた¹⁰。なお、同年七月の柳原の「朝鮮論稿」の皇使派遣論においても、「之（朝鮮）を綏服すれば実に皇国保全の基礎」としており、朝鮮は「烈聖御垂念の地」であることが強調された¹¹。このような「古代王政の例」をもって説かれた皇使派遣論は、何れも出兵や開戦をも辞さない強硬策を主張しており、また何れも皇使派遣論の早急な実行を促している点が共通していた。

しかし、このような「古代王政の例」をもってする「征韓論」・皇使派遣論の主張は、柳原の「朝鮮論稿」を最後に見られなくなった。七月二七日の横山の諫死事件、民蔵分離決定などで洋行の意思を漏らしていた木戸には、すでにかつての「征韓論」の勢いはなかった。また日清交渉で大きな成果を挙げるようになった柳原は本条約締結に奔走し、条約締結後は、自らの外交的成果を台無しにしないためにも朝鮮との交渉には消極的になっていた。明治五年初めからの交渉放棄策は、砲艦外交を展開した花房使節団の倭館接受でひと先ず決着した。

花房の砲艦外交は、明治二年に外務省設置以来の皇使派遣論の渡航手段であった。すなわち、明治二年九月の外務省の皇使派遣論には「速に御軍艦一二艘を用」とあり¹²、「対鮮政策三箇条」には、「肥前肥後兩藩堅牢の軍艦所持の趣に付右二艘とも朝鮮御用被命」とある¹³。また、柳原は「商船蒸気一艘軍艦一隻」を皇使派遣に先立って派遣することを建言し¹⁴、皇使派遣論を将来の展望とし

て位置づけていた宮本も、「いつそ西国の強藩に命し軍艦を出さしめ官よりも一二艘の軍艦を仕出」としていた<15>。皇使派遣とその準備のためには、いずれも軍艦を用いることが想定されていたのである。花房は軍艦春日と輸送船有功丸を用いて渡韓したが、西郷の皇使派遣論の主張にも、花房渡韓に準ずる手段が想定されていた。すなわち、西郷は自らの朝鮮遣使論の主張に際して、「使節を差し立てられ候儀は、先度花房差し遣わされ候同様の訳に御座候」と主張した<16>。西郷は、軍艦を用いても渡韓になんら問題を引き起こさなかった花房の先例を挙げて早急な皇使派遣論＝朝鮮遣使論を主張したのである。

花房の渡韓手段と西郷の用いようとする渡韓手段は、いずれも「旧例」を否定するものであり、ヨーロッパ列強の対アジア砲艦外交に倣ったものであったといえよう。また、開戦を視野に入れていた西郷の皇使派遣論は、外務省強硬論者の皇使派遣論にあったような「古代王政の例」をもって論ずる「征韓論」ではなかった。西郷の皇使派遣論には、伝統的華夷秩序の中で日本と朝鮮の間に上下関係を設定するような発想は存在していなかった。維新初期の有司・官僚の「征韓論」・皇使派遣論は、国際政治（世界秩序）に存在する「弱肉強食の力の論理」を華夷秩序の原理の中に取り込んでいた。しかし、日清交渉と条約締結以降の「弱肉強食の力の論理」による皇使派遣論は、伝統的華夷秩序の範疇を抜け出して、戦争の可能性をも含んだいわゆる「公法上」の現実的な外交政策に転化しつつあったのである。維新初期の「征韓論」・皇使派遣論が、伝統的名分論と政略的レベルの議論・外交政策であったに対して、明治六年の皇使派遣論は「公法上」の現実的な外交政策であったが故に、両政治勢力は政治生命をかけて激しく対立し得たのである。しかし、外交政策レベルの「征韓論」が下火になっていったのに対して、書生論的「征韓論」は政治圏外へと広がり、たびたび明治初期の新聞雑誌の見出しを飾ることとなっていくのである<17>。この問題については別途に検討していきたい。

- 1) 『外交』2-2、八五八-八六五頁。
- 2) 『外交』2-3、一五七頁。
- 3) 芝原拓自「対外観とナショナリズム」(日本近代思想大系『対外観』、岩波書店、一九八八年)。
- 4) 『木戸孝允日記』第一、一五九-一六一頁。
- 5) 同上、一八四-一八五頁。
- 6) 同上、七九-八一頁。
- 7) 同上、一三七-一三九頁、明治元年十一月八日。
- 8) 『木戸孝允文書』第三、二三〇-二三四頁、大村益次郎宛木戸書簡、明治二年正月上旬。
- 9) 『外交』2-2、八五四-八五八頁。
- 10) 『外交』3、一四四-一四五頁。
- 11) 同上、一四九-一五〇頁。
- 12) 『外交』2-2、八五四-八五八頁。
- 13) 『外交』3、一四四-一四五頁。
- 14) 同上、一四九-一五〇頁。
- 15) 『外交』2-2、八五八-八六五頁。
- 16) 『西郷隆盛全集』第三卷、三八五-三八七頁、板垣退助宛西郷書簡、明治六年八月一七日。
- 17) 『新聞集成明治編年史』第二卷(財政経済学会、一九三五年)。例えば明治六年九月一四日、東京日日新聞「属国朝鮮の征伐を支那へ交渉」、同年一〇月、新聞雑誌157「暴慢無礼の朝鮮伐つべし=征韓論のハシリ」、同年十一月、新聞雑誌161「朝鮮討伐の廟議と世論」など。